

## 公営住宅法に基づく「公営住宅の整備基準及び入居収入基準に関する条例」（素案）の概要

### 1. 条例制定に当たっての国の基準

- ・ 公営住宅法（昭和 26 年法律第 193 号）
- ・ 公営住宅法施行令（昭和 26 年政令第 240 号）
- ・ 公営住宅等整備基準（平成 10 年 4 月 21 日建設省令第 8 号）

### 2. 条例に定める基準の考え方

- ・ 整備基準  
国の基準を参酌して、基準を定めます。
- ・ 入居収入基準  
本来階層<sup>※1</sup>については、国の基準を参酌して基準を定めます。  
裁量階層<sup>※2</sup>については、帯広市の現状を踏まえて政令の範囲内で定めます。

### 3. 参酌すべき基準の概要

根拠法	項目	基準の内容	
		国の基準（参酌すべき基準）	市の基準
公 営 住 宅 法	1. 整備基準	(基本的な方針) ・ 健全な地域社会の形成 ・ 良好な居住環境の確保 ・ 費用の縮減への配慮	国の基準どおり
		(具体的な技術基準) ・ 位置の選定 ・ 敷地の安全等 ・ 住棟等の基準 ・ 住宅の基準 ・ 住戸の基準 ・ 住戸内の各部 ・ 共用部分 ・ 附帯施設	原則、国の基準どおりとするが「住戸の基準」については、ただし書きを規定しない。
		(共同施設の技術基準) ・ 児童遊園 ・ 集会所 ・ 広場及び緑地 ・ 通路	国の基準どおり
	2. 入居収入基準 (基準金額)	・ 本来階層 <sup>※1</sup> ：月収 158,000 円以下 (参酌基準) ・ 裁量階層 <sup>※2</sup> ：月収 259,000 円以下 まで引き上げ可能	本来階層：月収 158,000 円以下 国の基準どおり 裁量階層：月収 214,000 円以下 現行基準どおり

## 4. 国の基準と異なる項目

項 目	基準の内容	
	国の基準	市の基準
・住戸の基準	国は、1 戸の床面積の合計について、 ただし書により例外を規定している。	市は、ただし書を規定せず、全ての住 宅において、本則どおりとする。
	国は、公営住宅に設置する設備につい て、ただし書により例外を規定してい る。	市は、ただし書を規定せず、全ての住 宅において、本則どおりとする。
・裁量階層 <sup>※2</sup> (基準金額)	基準なし (旧政令は、月収 214,000 円) 上限は、月収 259,000 円	月収 214,000 円以下旧政令どおりとす る。

※1 本来階層：裁量階層以外の一般世帯

※2 裁量階層：身障者等、特に住居の安定を図る必要のある世帯